

# 消防委員会資料

日勤救急隊の創設と  
消防本部組織の一部変更について

2026（令和8）年2月12日

消防総務課

## 1. 日勤救急隊の必要性

令和7年6月5日付け消防救第195号で消防庁救急企画室長より通知のありました『日勤救急隊の導入検討について（通知）』において、増大する救急需要を踏まえた救急隊員の適正な労務管理の方策の一つとして、「日勤救急隊の導入を検討すること」が示されています。

消防救第195号  
令和7年6月5日

各都道府県消防防災主管部（局）長 殿

消防庁救急企画室長  
（公印省略）

### 日勤救急隊の導入検討について（通知）

「救急隊員の適正な労務管理の推進について（通知）」（平成30年3月30日付け消防救第56号消防庁救急企画室長通知）等を踏まえ、適正な労務管理の推進のため、各消防本部（以下、本部という。）において、救急需要が多い時間帯に救急隊を増隊する取り組みが進められているところです。

令和5年中の救急自動車による救急出動件数・搬送人員は、集計を開始した昭和38年以降、最多を記録しており、今後も、高齢化の進展等による救急需要の増加が考えられます。また、令和5年中の、救急要請を入電した時刻別の搬送人員は、特に日中の時間帯が相対的に多い状況であり（別紙1参照）、令和6年8月1日時点の調査では、720本部のうち、95本部において救急隊の労務管理としていわゆる日勤救急隊が導入されている状況です。

こうした中、令和6年度救急業務のあり方に関する検討会において、日勤救急隊について検討され、日勤救急隊は、女性救急隊員の活躍も含めた多様な働き方に資する他、日中に多い救急需要に対応しており、需要が多いエリアに機動的に配置することで、増加する救急需要への対策になると考えられる旨が報告されました。については、救急隊の増隊に際しては、日勤救急隊を増隊することにより、救急隊1隊当たりの活動時間の平準化や救急隊員の多様な働き方に資すると考えられると同時に、日中等に需要が多い地域へ配置することで、増大する救急需要への対策の強化となると考えられるため、地域の実情に応じ、日勤救急隊の導入を検討いただくようお願いいたします。

なお、別紙2のとおり、日勤救急隊を導入した本部の事例を紹介するので、必要に応じ、導入の検討に際して参考としていただきたい。

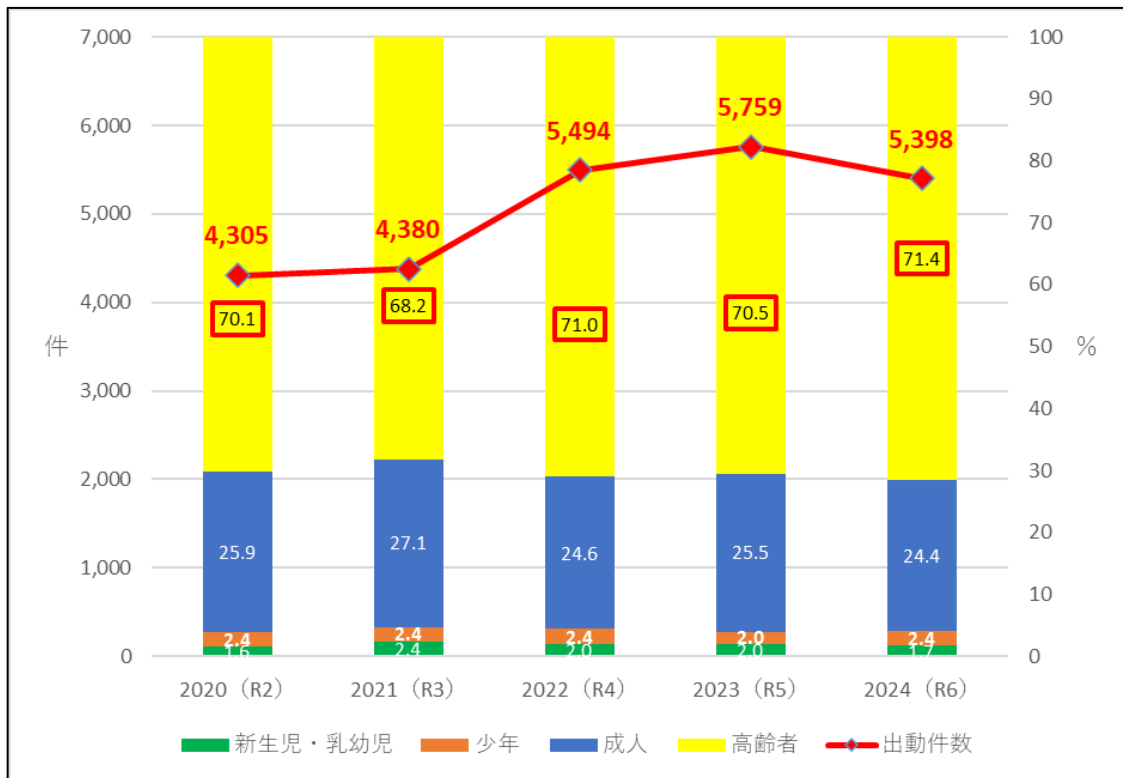
また、本通知について、貴都道府県内市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対し、遺漏のないよう周知方お願いいたします。

【連絡先】 消防庁救急企画室  
寺村、金子、長谷、森、伊藤、的場、山名  
TEL：03-5253-7529（直通）

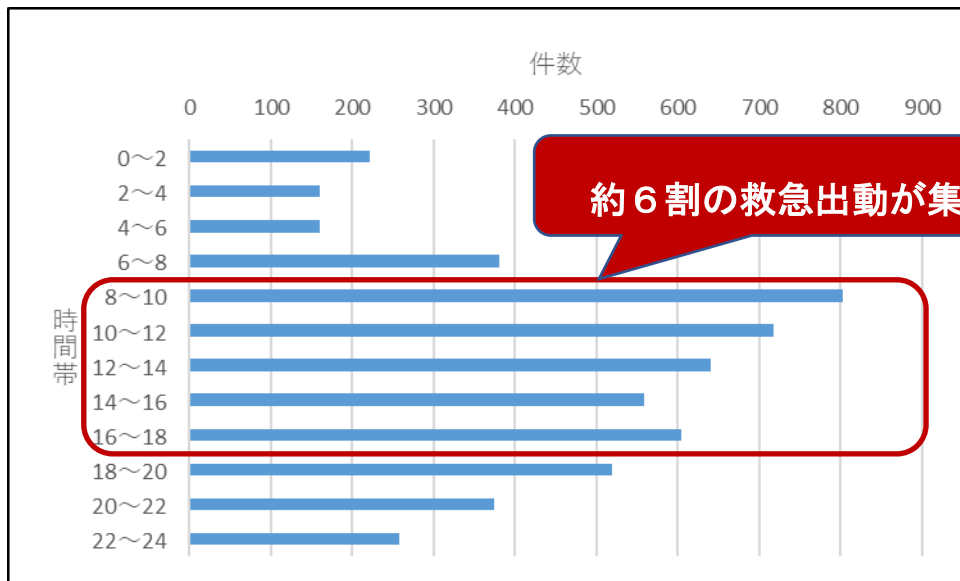
日勤救急隊とは、増加する救急需要に対応するため、救急需要が多い日中の時間帯に救急隊を増隊するもので、救急隊 1 隊当たりの活動時間の平準化（適正な労務管理）や救急隊員の多様な働き方（定年延長・育児時短勤務等）にも資する取組です。

当市における救急現場到着平均所要時間は、国・県の平均を上回る状態が続いており、消防力及び住民サービス向上のための対策が必要となっています。

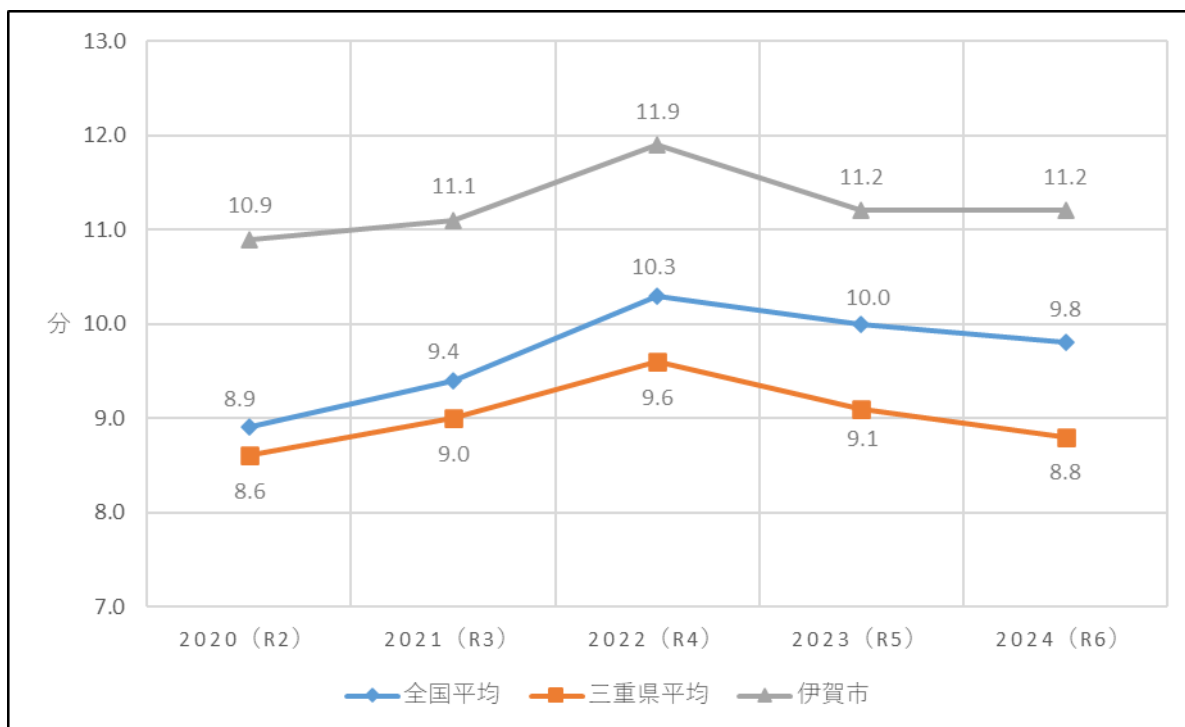
### ■救急出動件数及び年齢区分別搬送人員の推移



■時間帯別救急出動件数（2024（令和6）年）



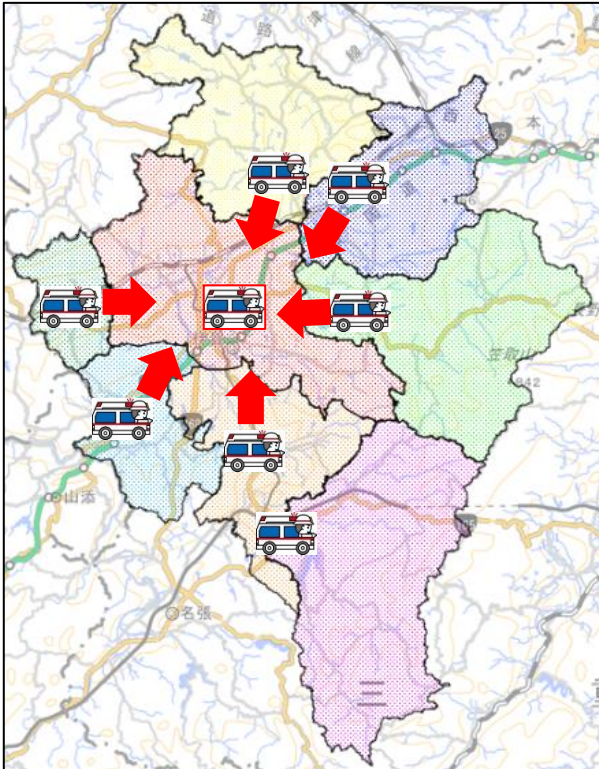
■救急現場到着平均時間の推移（過去5年間）



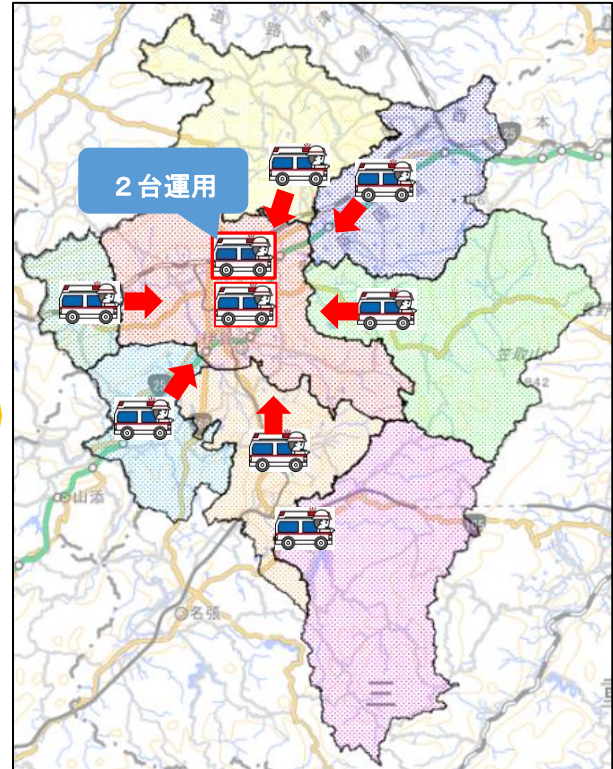
## 2. 日勤救急隊の効果

平均所要時間が国・県の平均を上回る主な要因は、需要が多い伊賀消防署においても救急車 1 台での運用であるためであり、特に需要が多い昼間時間帯に 2 台運用とすることにより、到着時間の短縮が見込めます。

<配置前>



<配置後>



⇒⇒⇒各分署から本署への出勤が減少

### 3. 日勤救急隊の概要

(1) 名称

デイトタイム救急隊

(2) 運用開始日時

令和8年4月1日（水）9時から

(3) 運用時間帯

月曜日から金曜日まで（祝日等を除く。）の9時00分から16時00分まで

(4) 運用車両

非常用救急車

(5) 配置先

伊賀消防署 救急課 救急第3係

(6) 配置人員

令和8年度は、「救急第3係」に3人（救急救命士1人以上）を配置予定です。

※定年延長職員及び育休時短職員のみで編成するわけではありません。

### 4. 日勤救急隊の創設に伴う消防本部組織の一部変更

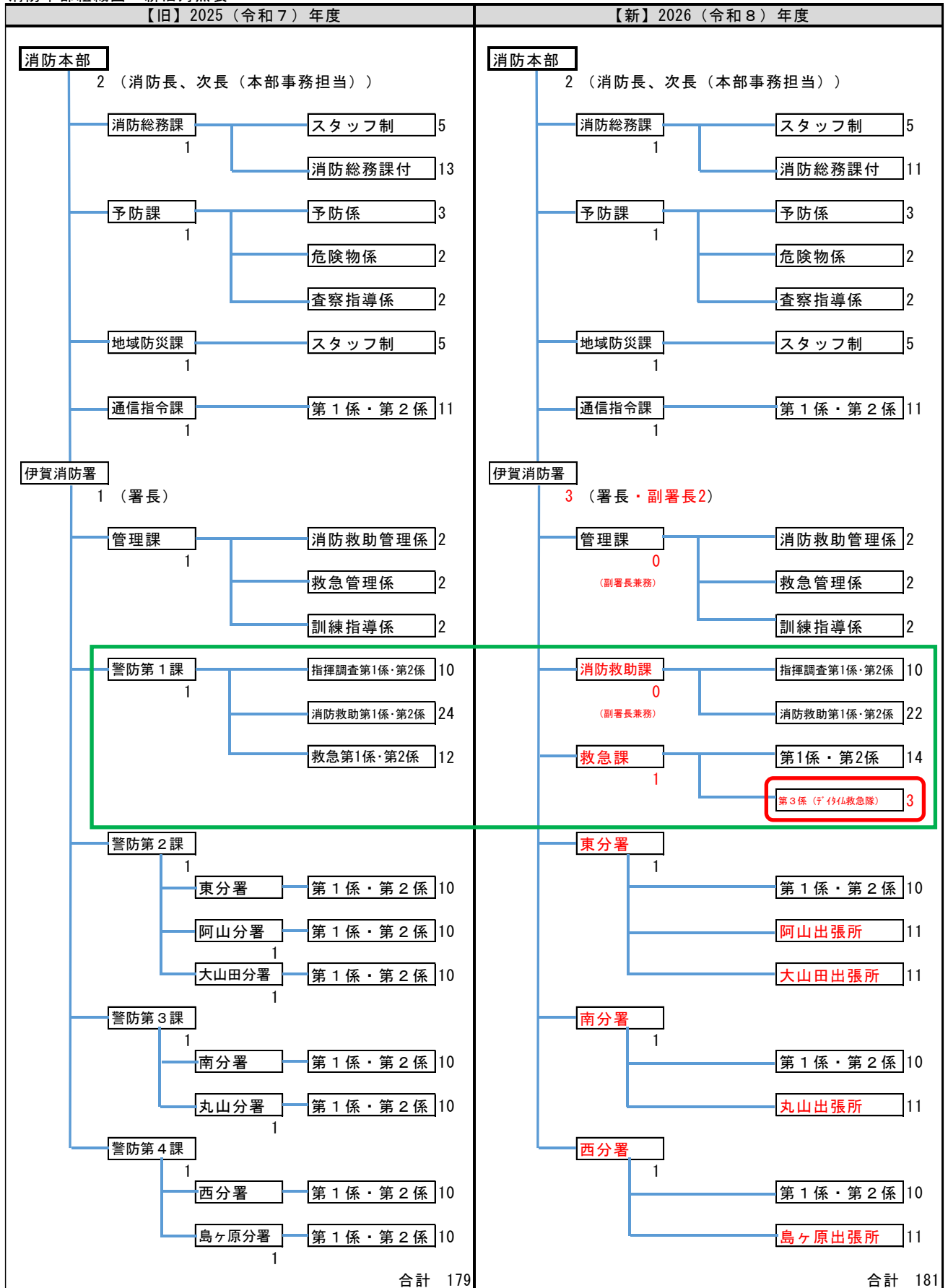
(1) 「警防第1課」を「消防救助課」と「救急課」に分けます。

(2) デイトタイム救急隊は、「救急課 救急第3係」に配置します。

(3) 「警防第1課」の名称変更に伴い、「警防第2課」を「東分署」、「警防第3課」を「南分署」、「警防第4課」を「西分署」とし、「阿山分署」「大山田分署」「丸山分署」「島ヶ原分署」は、“出張所”とします。

※運用体制に変更はありません。

消防本部組織図 新旧対照表



※欄外の数字は配置職員数を表します。（人数は増減する場合があります）  
 ※再任用は除きます。